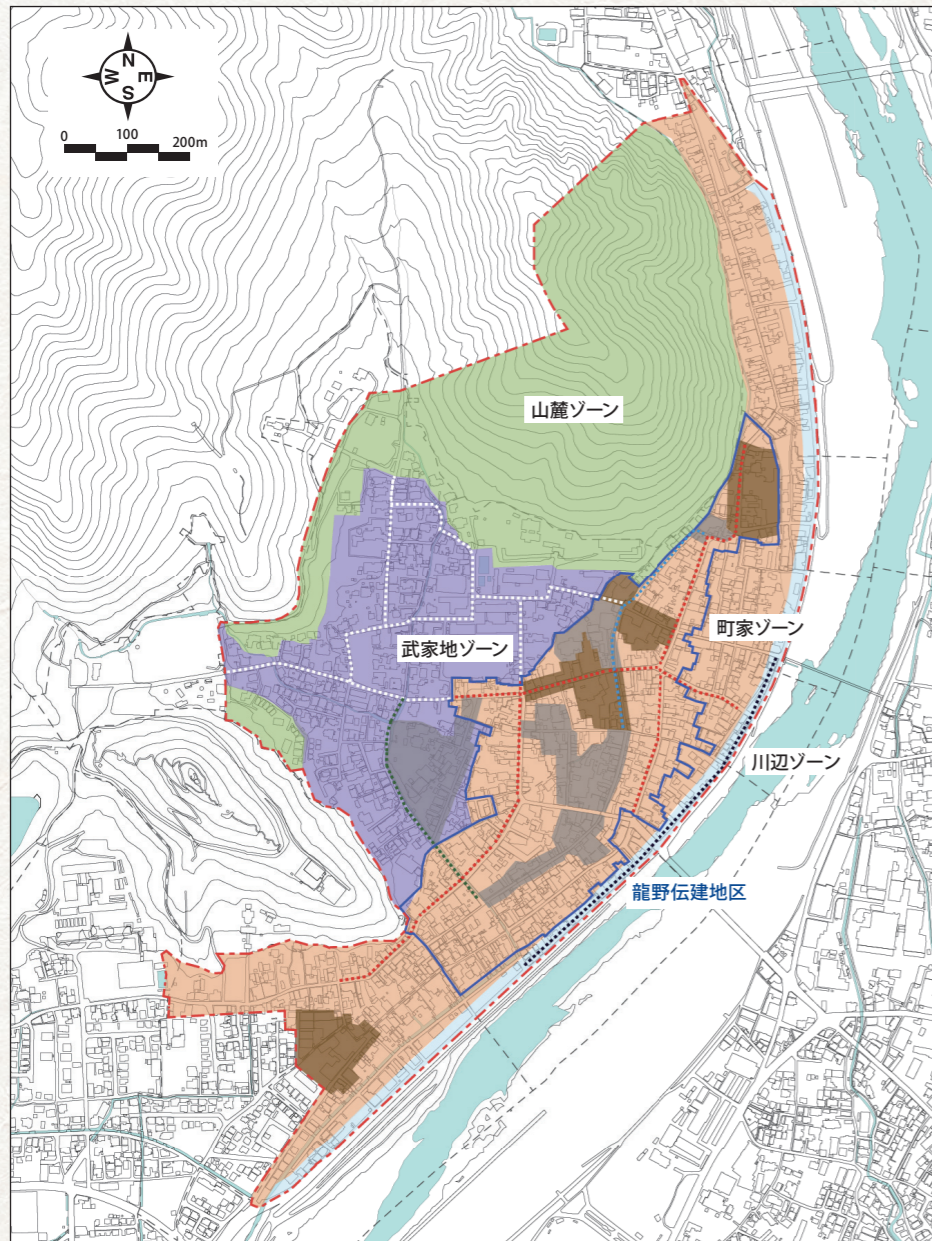


【修景ガイドライン／別表】

たつの市龍野地区歴史的景観形成地区景観ガイドライン抜粋



景観形成地区 区域図

凡 例	
	歴史的景観形成地区区域界
	山麓ゾーン
	武家地ゾーン
	町家ゾーン
	川辺ゾーン
	醤油蔵界隈
	寺院界隈
	白壁のみち
	十字川のみち
	商家のみち
	浦川のみち
	川辺のみち
	龍野伝建地区

■別表1:自動販売機に関する基準

区域	項目	景観形成基準
指定区域全域	位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しないように努める。 ・複数設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。
	意匠	・企業名、商品名等広告面を極力控えるなど、周辺景観との調和に配慮する。
	色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合は、けばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。 ・背景が土壁、漆喰壁等の場合は、色相5Y、明度7.5、彩度1.5を、焼杉板壁等の場合は、色相5YR、明度3、彩度1を基本とする。
	その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。

■別表2:広告物等に関する基準

区域	項目	景観形成基準		
指定区域全域	位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上又は最上階の屋根上へは掲出はしない。取付け高さは1階の階高さを限度とし、1階の下屋根又は下屋底の上には設置しないことを原則とする。ただし、伝統的な意匠の木製看板又は灯具看板等を設置する場合は、この限りでない。</li> <li>・道路内への設置又は突出はしない。</li> <li>・テントには広告物を掲出しないように努める。</li> <li>・川辺ゾーンでは、揖保川に直交して設置することを基本とする。</li> </ul>		
	大きさ	川辺ゾーンを除く全域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2m<sup>2</sup>以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。</li> <li>・1立面の壁面利用広告物の総表示面積は、間口と軒高さの積の15/100以下かつ5m<sup>2</sup>以下を原則とする。</li> </ul>	
		川辺ゾーン	建 植 え 告 告 物、置 き 看 板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2.5m<sup>2</sup>以下を原則とする。</li> <li>・地上からの高さは6m以下を原則とする。</li> </ul>
			壁 面 利 用 告 告 物	・1立面の総表示面積は5m <sup>2</sup> 以下を原則とする。ただし、地色を無彩色又は茶系統とし、文字の面積を看板の面積の20%以下とした場合は、10m <sup>2</sup> 以下とする。
			立 て 看 板	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1方向の表示面積は2m<sup>2</sup>以下を原則とする。</li> <li>・地上からの高さは2m以下を原則とする。</li> </ul>
その他の広告物	・1方向の表示面積は2m <sup>2</sup> 以下を原則とする。ただし、のれんはこの限りでない。			
意匠・材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶏籠山や揖保川等の自然環境や歴史的なまちなみと、建築物に調和したデザインとする。</li> <li>・木材、石材等の自然系素材を使うように努める。</li> <li>・形状は長方形を基本とする。</li> <li>・建植え広告物は、高さの1/3程度まで腰板を設置するなど、屋根、格子、行灯等の伝統的意匠を取り入れるように努める。</li> <li>・プラスチックの竿等を用いた簡易なぼり旗は、原則として設置しない。地域のイベント等に一時的に使用する場合はこの限りでないが、この場合も景観上の配慮に努める。</li> <li>・木枠を用いた布貼り印刷の簡易な脚付き立て看板は、原則として設置しない。</li> <li>・下地を光沢のあるアクリル板のみで制作した看板、極太文字の看板、細かく多数の文字が書かれている看板、原色を多用した看板等は設置しないように努める。ただし、歴史的なまちなみに配慮した意匠を用い、周辺景観と調和したものはこの限りでない。</li> </ul>			
色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・色彩の範囲は、R、YR系の色相では彩度6以下、Y系の色相では彩度4以下、その他の色相では彩度2以下とする。ただし、表示面積の20%以下に限りこれを超える色を使用できるが、Y、YR系の色相では彩度10、その他の色相では彩度8を超える色を使用してはならない。なお、着色されていない木材、石材又は銅板等の自然系素材の色はこの限りでない。</li> </ul>			
文字等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地色に占める文字の面積の割合を小さくするように努める。</li> <li>・キャラクター等のイラストや写真入りの看板は設置しないように努める。地域で親しまれているものはこの限りでないが、この場合も周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>			
照明等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・点滅式照明、回転灯、ネオンサイン、LEDサイン、映像、レーザー光線等の動く光、点滅する光、原色を多用した光及び強い光等を用いた看板は設置しない。</li> </ul>			